

令和6年度 道路施設長寿命化対策事業
山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託
公募要領

1 目的

この要領は、「山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称 令和6年度山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託

(2) 業務の内容

国土交通省において、「道路橋定期点検要領（技術的助言）」（令和6年3月）及び「国の定期点検要領」（令和6年7月）を改定しており、橋梁点検・診断手法の変更が求められている。本県では独自の橋梁長寿命化マニュアルや橋梁点検要領、溝橋点検要領等を有するほか、橋梁マネジメントも独自システムであるDBMY（Integrated Database System of Bridge Maintenance, Yamagata Pref.）により実施し、維持管理を実現している。これらの独自基準等について、新たな国要領等の考えを踏まえた改定が必要となっている。また、県内市町村の多くは橋梁点検において県要領を準用しているため、市町村の利活用に関しても配慮する必要がある。

このような状況を踏まえ、下記業務を行うものとする。

①山形県橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）の更新

各総合支庁で開催する橋梁診断検討会（合計10回の開催を想定）に参加し、診断結果を精査することで、全橋にわたる診断の均一性を確保するとともに、県庁橋梁診断会議における運営補助を行う。また、診断結果より橋梁の個別施設計画を更新する。その後、検討会での議論を踏まえ、「道路橋定期点検要領」（令和6年3月改定）を山形県の点検に適用するための課題を整理する。

②これまでの橋梁点検の照査

これまでの定期点検において収集を進めてきた点検データ等を精査し、山形県の橋梁マネジメントや点検・診断における点検データ利活用の実態を整理し課題を抽出する。また、これまでに検討してきた新技術の活用実績の整理やDBMYによる橋梁マネジメントの有用性の確認を行う。そのうえで、橋梁点検・診断の最適化を目的に、点検データ収集における損傷の種類や損傷発生位置等の記録すべき内容を精査する。

③山形県橋梁点検要領等の基準書の改定

「国の定期点検要領」（令和6年7月改定）を精査し、県の点検要領へ反映すべき内容を整理する。更に、①②による成果を踏まえ、山形県橋梁長寿命化総合マニュアル及び山形県橋梁点検要領、山形県溝橋点検要領等の改定案の作成を行う。令和7年度橋梁定期点検から改定後の基準を適用するため、山形県橋梁点検要領及び山形県溝橋点検要領は令和7年3月末までに改定案を作成し、関係者へ周知を図るものとする。

- (3) 委託の期間 契約の日から令和7年6月30日まで
- (4) 提案上限額 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

応募の資格は以下の項目のすべての要件を満たす、代表企業1社及び構成企業1社又は2社を構成員とした共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。共同企業体は、各社で共同連帯して本業務を遂行するものであること。

(1) 代表企業、構成企業 共通要件

- ①山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の鋼構造及びコンクリート部門の登録を受けているものに限る。）であること。
- ②山形県内に主たる営業所を有すること。
- ③山形県から受注して令和5年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60点未満のものがないこと。
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

(2) 代表企業 要件

- ①本企画提案に参加する他の共同企業体の代表企業又は構成企業ではないこと。
- ②平成26年度以降に国土交通省東北地方整備局東北技術事務所又は東北道路メンテナンスセンターが発注した「橋梁点検業務」を元請として受注し、完了させた実績を有すること。
- ③建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）2名以上を名簿に登録していること。

④管理技術者及び照査技術者を本業務に配置すること。

(3) 構成企業 要件

①本企画提案に参加する他の共同企業体の代表企業又は構成企業ではないこと。

②平成 26 年度以降に山形県が発注した「橋梁定期点検を含む業務」を元請（共同設計方式実施要綱に基づき発注された共同設計業務の場合は地域精通企業）として受注し、完了させた実績を有すること。

4 企画提案に対する評価基準等

(1) 評価は、山形県が設置する「山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

(2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針・業務フロー・工程計画

③特定テーマ

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式 1-1）、共同企業体概要書（様式 1-2）

②提出方法

・持参の場合は、山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に「6 提出先及び問合せ先」に持参すること。

・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和 6 年 9 月 27 日（金）17 時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和 6 年 10 月 4 日（金）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア企画提案書（様式 2）

イ見積書（算出根拠）

ウ上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）

※文書ファイル形式はMicrosoft_Office形式とし、全てpdf形式に変換したデータも提出すること。

②提出部数 ア～ウ 各1部

③提出方法 上記（1）に同じ

④提出期限 令和6年10月18日（金）17時まで

（3）企画提案書の記載内容

以下の項目について、令和7年3月末に現行の「山形県橋梁点検要領」「山形県溝橋点検要領」を改定することを念頭に、記載するものとする。

《共通事項》

①配置予定技術者の経験、能力（管理技術者、照査技術者）

※管理技術者、照査技術者はこれまで担当された、国土交通省が発注した橋梁点検又は橋梁診断に係る業務実績（過去3年間）を記載するとともに技術士等の資格を有する場合はその資格を証する書類の写しを提出すること。

②業務の実施方針、業務フロー、工程計画

③特定テーマ

1. これまでの橋梁点検における課題を抽出し、収集すべき点検データを最適化するにあたって、どのような取り組み方針を考えているか。
2. 山形県の実態を踏まえ、令和6年の要領改定を山形県版点検要領等に反映し、更に改定後の点検要領等を関係者へ周知するにあたって、どのような取り組み方針を考えているか。

《その他》

- ・提案は全て企画提案書（様式2）に記載すること。
- ・A4版片面印刷（多色仕上げ可）、フォントサイズは11ポイントを標準とする。②の業務の実施方針、業務フロー、工程計画は、全体でA4版1枚以内とし、③の特定テーマは、テーマ毎にA4版1枚以内とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部道路整備課 橋梁・舗装担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2626 FAX 023-630-2603

Mail:山形県掲載ホームページ一番下「この記事に対するお問い合わせ」のE-mail部分よりリンクを開いてください。

7 企画提案書等に関する質問

（1）質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託」として、「6 提

出先及び問合せ先」まで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年10月4日（金）17時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、道路整備課から応募があった全社に対し電子メールにより回答する。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。

(3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

(4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。

(5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

(6) 「5 企画提案書等に関する事項」にて提出を求める見積書の金額が、提案上限額を上回るとき

9 最優秀提案者の決定方法

(1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。

(4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を検討することとする。

10 契約手続き

(1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

(2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。

(3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。

(5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和6年9月13日（金）
・参加申込書提出期限	令和6年9月27日（金）
・参加資格の審査結果	令和6年10月4日（金）
・質問受付期限	令和6年10月4日（金）
・企画提案提出期限	令和6年10月18日（金）
・企画提案プレゼンテーション	令和6年10月下旬（別途通知）
・評価結果通知	令和6年11月上旬（別途通知）
・見積り合わせ	令和6年11月中旬
・契約予定日	令和6年11月下旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。